

## 『新しい知財調停手続』

令和元年10月1日より、東京地方裁判所および大阪地方裁判所は、知的財産権に関する調停手続（知財調停手続）につき新たな運用を開始した。知財調停とは、知的財産に関する紛争について、知財部の裁判官および知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会が、原則として3回の調停期日のうちに争点等に関する一定の見解を示すことにより、紛争の簡易・迅速な解決を図る手続である。知財調停は、現行法の枠内で、訴訟、仮処分にはない特徴を有する第3の紛争解決ツールを提供する司法サービスである。概要は、以下のとおりである<sup>1</sup>。

### 知財調停の特徴

知財調停の特徴として、手続の柔軟性（当事者が解決したい紛争を設定することが可能。調停手続での解決・当事者間での自主的交渉への復帰・訴訟提起または仮処分申立てを選択できる。）、迅速性（調停委員会が、原則として第3回期日までに争点について一定の見解を示す。）、専門性（知財部の裁判官である調停主任1名と知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員2名からなる調停委員会により手続が進められる。裁判所調査官が関与することも可能。）、非公開性（紛争の存在自体が第三者に認識されない。）が挙げられる。

### 対象事件および知財調停に適した事案

知財調停で取り扱う事件は、基本的には、知的財産権に関する訴訟と同様である。

知財調停に適した事案は、当事者間の交渉中に生じた紛争であり、争点が過度に複雑でないものや、交渉において争点が特定されており、当事者双方が話し合いによる解決を希望している事案である。具体的には、①商標の類否に関する紛争事例、②商標の先使用权の有無に関する紛争事例、③著作権侵害の有無に関する紛争事例、④知的財産権侵害による損害額に争いがある事例、⑤営業秘密の不正取得等の有無に関する紛争事例、⑥形態模倣の有無に関する紛争事例、⑦特許権侵害の有無に関する紛争事例（ただし、争点がシンプルであるものや交渉等を通じて争点が特定されている事案等）、⑧特許権の帰属に関する紛争事例、⑨ライセンス料に関する紛争事例、などが考えられるが、これらに限定されるものではない。

### 手続の流れ

知財調停は、事件の専門性・技術性に照らし、管轄合意に基づき、東京地方裁判所または大阪地方裁判所が手続を行うこととしている。したがって、知財調停の利用には、管轄裁判所を東京地方裁判所または大阪地方裁判所とすることに合意する旨の管轄合意書を作成することが前提となる。

<sup>1</sup> 詳細は、東京地方裁判所知財部および大阪地方裁判所知財部のウェブサイトにおいて説明されている。



第1回期日は、申立てから約6週間後が予定されている。知財調停は、当事者間で事前に交渉が行われていることが前提となっているので、当事者は、第1回期日までに、その時点で把握している争点に関する主張、証拠をすべて提出することが期待される。

第2回期日は、第1回期日から3週間～約1か月半後が予定されている。当事者から補足的な主張書面および証拠が提出された場合には、これに基づき、更に議論を行うとともに、引き続き、合意の形成に向けた意向聴取や調停案の検討を行う。

第3回期日は、第2回期日から3週間～約1か月半後が予定されている。調停委員会は、第3回期日までに、争点についての心証や調停による解決可能性に関する見解を、原則として口頭で開示することを予定している。第3回期日での調停成立を目指して話し合いを行う。仮に、第3回期日において調停が成立しない場合でも、話し合いにより合意する見込みがあり、当事者が希望すれば、第4回以降の調停期日を設けて手続を続行することができる。一方、調停委員会が、事案の複雑性・専門性、立証の困難度、当事者間での話し合いによる解決の可能性なども考慮し、訴訟または仮処分による解決に適している事案であるなどの見解を開示することもある。

## 調停手続とその後の訴訟の関係

調停が不成立または取下げとなった後に、調停の目的となった請求について訴えが提起された場合には、調停手続における自由な議論の確保等の観点から、その訴えにかかる審理は、東京地方裁判所では、調停委員会を構成した裁判官が所属する部以外の裁判官が担当し、大阪地方裁判所では、知財調停の主任裁判官であった裁判官の入らない合議体が担当する。

## Practical tips

知財調停の最大の特徴は、原則として第3回期日までに調停委員会が見解を口頭で開示するという迅速性にあるだろう。迅速性を重視する手続としては、原則として3回以内の期日で審理を終結する労働審判が既に存在し、また、第1回口頭弁論期日から6か月以内に審理を終結しなければならないとする特別訴訟制度の導入が検討されている。知財訴訟は元より非常に迅速であり、第1審の平均審理期間は1年強であるが<sup>2</sup>、極めて詳細な書面を1年にわたり作成しなければならず、当事者・代理人の負担が大きい。原則3回の期日で数か月のうちに終わる見通しのある知財調停は、当事者・代理人の負担を大幅に軽減するものである。特に、訴訟になった場合に証人尋問がありうる事件については、証人尋問なしで解決が望める知財調停の効率性は極めて高い。迅速性と丁寧な審理は相反する要請であるが、争点が過度に複雑でないものや、交渉において争点が特定されているような事案であれば、3回の期日でも充実した審理を行うことは可能であり、その上で、迅速な解決に至り、負担も大幅に軽減する知財調停手続ができたことは、事案に適した当事者の選択肢を増やしたとの意味で大変有用である。

知財調停に適した事案としては、シンプルだがシビアなものが挙げられる。交渉段階で相手方が強硬な姿勢を崩さなかったとしても、知財調停に持ち込むことで譲歩を引き出せる可能性もあるため、対立が激しい事案だからといって一概に知財調停に適さないとはいえない。過度に複雑な事件である

<sup>2</sup> 知財高裁 HP ([https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2020/r1\\_zenkokuchisai.pdf](https://www.ip.courts.go.jp/vc-files/ip/2020/r1_zenkokuchisai.pdf)、2020年9月15日最終閲覧)



ことを理由として裁判所が知財調停の受付を断ることはないとされているので、多少複雑な事件でも、挑戦する価値はある。特許権侵害紛争において、無効理由だけ調停委員会の意見を聞くことも可能である。

当所は、本年、大阪地方裁判所に、特許事件で、知財調停を申し立てた。大阪地方裁判所の知財調停第1号であった。初めての経験であったが、調停委員会の審理の充実度、迅速性、調停委員会の心証開示のすべてにおいて非常に満足のいくものであった。充実した審理という面では、第1回および第2回期日で調停委員会が争点を的確に整理し、調停委員会と具体的かつ実質的な議論を重ねることができた。迅速な審理という面では、第3回期日の前に調停委員会の心証が開示され、極めて迅速であった。調停委員会の心証の口頭での開示については、調停主任から、結論のみならず理由も含めた丁寧な説明があり、当事者・代理人双方の納得度を高めるものであった。その結果、調停による円満解決を達成できた。知財調停の有効活用が望まれる。

## 執筆者紹介



弁護士・NY州弁護士

阿部 隆徳



## ABE & PARTNERS

阿部国際総合法律事務所

TEL 06-6949-1496  
FAX 06-6949-1487  
MAIL [abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com)



[www.abe-law.com](http://www.abe-law.com)

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル

本ニュースレターは、法的アドバイスまたはその他のアドバイスの提供を目的としたものではありません。本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部または全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。本ニュースレターの配信または配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[abe@abe-law.com](mailto:abe@abe-law.com) までご連絡下さいますようお願い申し上げます。